

朝霞市立朝霞第二小学校いじめ防止基本方針

朝霞第二小学校生徒指導部

1 いじめ防止基本方針の基本理念

【いじめ定義】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

< いじめ防止対策推進法 第2条（定義）より >

すべての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。すべての児童が健やかに成長していくことは社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童にとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであるとの認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応できるよう、いじめ防止基本方針を策定する。

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や地域の関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

(1) いじめは、すべての児童に関する問題として認識し、すべての児童が安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよういじめの未然防止に努める。いじめはどの学校、どの学級でも起こり得るものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) いじめを行わず、またいじめを認識しながらこれを放置することはせず、すべての児童がいじめの問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重しあう意識や態度を育てることを目指す。

(3) いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得ることである。しかし、いじめは決して許されないことであるという認識に立ち、いじめは児童の心身に重大な影響を及ぼすということを理解し、迅速にかつ組織的に対応する。すべてのいじめに関する問題の解決を目指す。

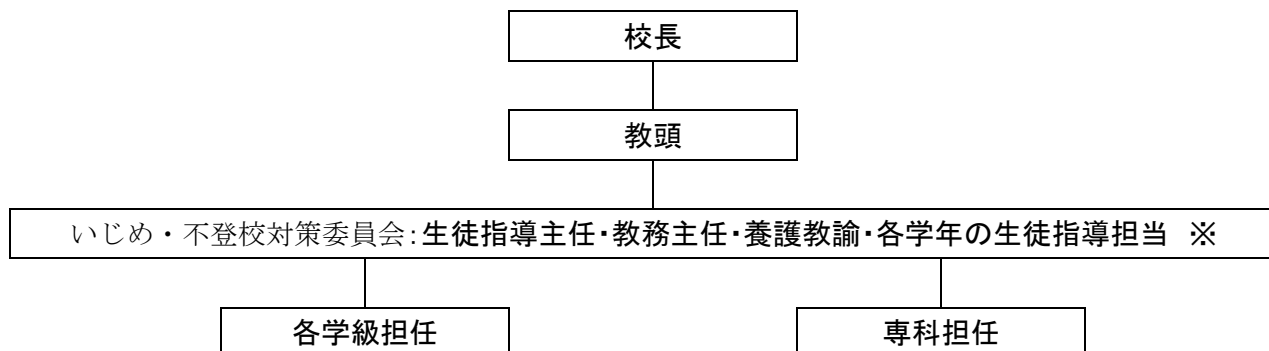
(4) 各教科の授業や道徳教育、人権教育、学級活動、学校行事等の活動を通して、児童生徒の人権感覚を育成する。また、学校や家庭においていじめ予防及び防止の啓発活動に取り組む。また教育相談の充実を図る。

2 いじめ防止等に取り組む組織

〈目 的〉

- ・いじめの防止等を対策するための組織「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。この組織は全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行うにあたって、中核となる役割を担うものとする。
- ・この組織は、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直しを行う。

〈組織図〉



※いじめが起こった際は当該学級担任と学年主任も参加する。

※緊急を要する問題行動が発生したときには、PTA 会長、朝霞市教育委員会、朝霞警察署、主任児童委員、校区自治会会長、子ども相談室等に協力を依頼する。

〈活 動〉

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）
- ②いじめ防止に関すること（啓発活動、指導や授業計画、道徳教育や人権教育との関わり）
- ③いじめ事案の対応に関すること

〈開 催〉

アンケートにもとづき、いじめに関する報告・確認を月に一回行う。いじめ事案発生時は緊急で開催する。

3. 学校におけるいじめ防止等に関する具体的な取組

（1）いじめの未然防止

- ①あいさつ活動やたてわり活動などの児童相互の活動を充実させ、適切に指導を行っていくことで、児童生徒の豊かな情操ややさしさ、思いやりの心を育て、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境を整えていく。道徳の授業研究などを積極的に進め、道徳の授業の充実を図り道徳的実践力をたかめるようにする。
- ②1年生を迎える行事や6年生を送る行事等の自分や他人のよさや成長を認め合うような行事や活動を充実させていくことで、自分の大切さや他人の大切さを認め合うことができるようにする
- ③児童一人一人を大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や、受容と規律を大切にしたい学校経営・学級経営を目指す。
- ④朝会での講話や学級での日常の指導や担任の学級指導において、児童に対していじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。保護者に対しては、保護者会で話題として取り上げたり、非行防止教室への参加を呼びかけたりして、いじめについての啓発活動を行う。
- ⑤「笑顔あふれるあたたかい学校宣言」（いじめ根絶宣言）を目標とし、講話や学級指導を行いその実現を目指す。各家庭に周知し、HP への掲載も行い、学校・家庭・地域の共通理解の上、協力していじめ防止に努めるようにする。

(2) いじめの早期発見

- ①日常的に児童の様子や行動を観察し、保護者と連携を図りながら、その変化やいじめの兆候の把握に努める。
- ②いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの実施、児童との面談を適切に行い、いじめの早期発見に努める。
- ③教育相談日を設け、児童及び保護者が学校に相談に来ることができるようにするとともに、いつでもいじめに係る悩みを相談してほしいことを日常的に伝える。

(3) いじめへの対応

いじめを確認した際には迅速に事実確認を行い、組織的に対応して、そのいじめをやめさせるとともに、適切に対応し再発防止に努める。いじめの100%の解消を目指す。

〈対応図〉

対応の流れ	教職員の動き等	留意点
1 情報の認知 2 報告 3 指示	担任←情報・兆候（児童本人・教職員・保護者・地域） ↓ 担任→学年主任・学年の教職員・管理職・生徒指導主任 ↓ 管理職→担任・各教職員	・訴えに対しては、被害児童を全力で守り抜くという、強い決意を伝える。 ・特定の教職員が、情報を抱え込まない。 ・憶測を交えず、事実を細かく伝える。 ・各教職員は、情報を適切に記録しておく。 ・些細なトラブルは、即指導する。 ・報告・指示は、その日の内に行う。
4 事実関係の正確な把握・情報収集	いじめと認知・判断 ↓ 報告 関係教職員 ↓ 事情聴取 被害者 ↓ 情報突き合せ・報告 ↓ 関係教職員 加害者 ↓ 報告 管理職 ↓ 指示 担任・生徒指導主任 ↓ 連絡 被害者の保護者・加害者の保護者	・訴え、申し出に対しては、その日の内に行動する。 ・「大丈夫」の発言を鵜呑みにはしない。 ・面談の基本的スタンスは「傾聴、共感的理解」。 ・加害者の保護者へは、「人の嫌がることを行っていて、心配なのです。」と、加害者児童への成長支援の観点を含めて連絡し、ともにいじめを解決するための協力を求める。
5 問題状況の総合的な把握・理解・支援・指導	生徒指導主任：資料作成、いじめ・不登校対策委員会の招集・会議 ↓ 被害者、加害者、周囲の児童への指導、保護者への対応	・遅くとも発覚の3日目までには行う。 ・事実の経過に沿って情報共有を行う。 ・指導・援助の体制についても組織的に共有し、一丸となって対応する。 ・必要に応じて会議は複数回、継続的に行う。 ・対応は、誰が、誰に、何をするのか、いつまでに行うのかを明確にする。

(4) 備考

- ・いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せずに相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、仲直りできたときなどは、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟に対応する。ただし、このような場合も、情報共有は、必ず行うようにする。
- ・行為に対して、周りではやし立てる児童がいた場合、それは、いじめ行為と同じだということを理解させる。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうか判断する。
- ・いじめの解消については、次の2つの要件が満たされているものとする。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること（被害者への心理的・物理的影響を与える行為が、少なくとも3か月以上継続して停止していること）
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないことただし、「解消している」状態に至った場合でも、被害・加害児童の双方を、引き続き日常的に注意深く観察していく。
- ・いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめによる「重大事態」に該当する事態が発生した場合、速やかに事態について調査し、事態発生を朝霞市教育委員会に報告する。「重大事態」とは、いじめにより、以下のような事態が発生したときのことをいう。
 - ①児童生徒が自殺を企図した場合
 - ②身体に重大な障害を負った場合
 - ③いじめにより、金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤年間30日を目安として、学校を欠席した場合（ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安には関わらず、速やかに調査・報告を行う。）
 - ⑥いじめに関わって、児童が学校を転学した場合
 - ⑦上記①から⑥に関わらず、いじめにより重大な被害が生じたという申し出が児童や保護者からあった場合
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、朝霞市教育委員会および朝霞警察署との連携を図る。
- ・タブレット端末をはじめとする機器によって行われるインターネット上、クラウド上の不適切な書きこみ等について、被害の拡大を防ぐため、ただちに削除等の依頼を行い、必要に応じて朝霞市、その他の関係機関等の協力や援助を求める。
- ・東日本大震災により被災した児童及び原子力発電所事故により避難してきた家庭・児童については、被災児童が受けた心身への多大な影響を理解し、心のケアを適切に行い、細心の注意を払って被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に努める。